

稲毛区地域活性化支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、稲毛区自主企画事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による稲毛区地域活性化支援事業の実施について必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 要綱第2条第1号の対象となる補助対象団体は、次の各号にすべて該当しなければならない。

- (1) 稲毛区内で活動する町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、商業団体、NPO法人又は市内の学生団体であること。市内の学生団体とは、市内の大学等の学生が複数人以上、自らの意思により団体の構成員として所属し、かつ、その活動において主要な役割を担う団体をいう。
- (2) 申請時点で1年以上継続して活動している団体又は今後1年以上継続して活動する見込みがある団体であること。
- (3) 団体の活動拠点が千葉市内にあること。団体が拠点を有しない場合には代表者が千葉市内に居住していること。
- (4) 当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が、千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 団体の代表者が未成年でないこと。ただし、当該支援事業の申請までに、保護者又は在学・在勤など所属する組織の承諾を書面で得ている場合はこの限りではない。
- (6) 会則・規約等を有すること。
- (7) 構成員名簿を有すること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 営利を目的とした団体
 - イ 政治活動、選挙活動、宗教活動その他公益を害する活動を行っている団体
 - ウ 本補助金の交付を3回受けた団体。ただし、新規事業での申請についてはこの限りではない。

(事業の対象となる活動)

第3条 要綱第2条第1号に定める補助事業は、次の各号にすべて該当しなければならない。

- (1) 稲毛区内での活動であること。

- (2) 稲毛区における地域課題の解決及び地域の活性化に資する活動であること。
- (3) 補助金交付団体が自発的に計画し、責任をもって運営していること。
- (4) 同一内容の活動について、本補助金の交付を受けていないこと（ただし、地域づくり活動支援事業及び地域拠点支援事業の家賃補助における継続事業については、最大3年間の補助を可能とする。）。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 政治活動、選挙活動、宗教活動その他公益を害する活動
 - ウ 特定団体の構成員のみを対象とした活動
 - エ 国、地方公共団体等からの補助、助成又は委託を受けている活動
 - オ 講演会・イベントの開催のみを目的とした活動
 - カ その他区長が適当ではないと認める活動

(審査)

第4条 申請団体について、次の各号の審査を行うものとする。

- (1) 一次審査 書類による審査
 - (2) 二次審査 公開プレゼンテーションによる審査
- 2 第1項の審査の詳細は、別に定めるものとする。

(報告会)

第5条 区長は、要綱による補助金の交付決定を受けた団体に対し、区長が指定する報告会への出席を求めることができる。

(公表)

第6条 区長は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第23条及び第24条の趣旨に則り、以下に掲げる場所等において、要綱による補助金の交付を受けた団体から提出のあった書類（条例第7条に定める「不開示情報」を除く。）又はその写しを一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 閲覧場所 稲毛区役所地域づくり支援課事務室内
- (2) 閲覧時間 稲毛区役所の事務取扱時間
- (3) 閲覧期間 補助金の交付から5年間

2 区長は、要綱による補助金の交付を受けた団体に対し、団体自ら一般の閲覧に供するよう求めることができる。なお、閲覧期間については2年間とする。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。ただし、平成23年度に行う第8条に定める審査については、同条第1項第1号に定める書類審査のみ行うものとする。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。